

要介護認定見直しの検証に対する日医の見解

まず、これまで4回にわたり開催されてきました「要介護認定の見直しに係る検証・検討会」が発足されたそもそもの経緯といたしましては、平成21年4月に突然行われることとなった要介護認定の方法は、事前に行われたモデル事業等の結果から、従来の方法と比較すると、全体的に軽度に判定されることで、非該当と判定されることや、要介護1であった方が要支援2と判定されることがあれば、それまで利用していたサービスが利用できなくなる恐れがある点や、平成21年4月以前に行われていた要介護認定から見直されたすべての改正点をモデル事業に組み込まれていなかったこと等、見直しに至るまでの手順の不透明性、また介護給付の適正化・効率化を行うための見直しではないかとの疑義が生じたことから早期に開催されたものでありました。

介護の現場においても、そのような事前の情報によって混乱が生じ、利用者からも不安の声が多くあったことから、昨年4月13日に開催された第1回同検討会の場で、舛添 前厚生労働大臣より、利用者の安定的なサービスの利用を確保する観点から、申請者の希望に応じ、従前の要介護度に変更することができるよう、経過措置を設ける旨が提案され、結果的に昨年4月～9月末まで半年間に亘る検証期間中は経過措置が設けられることとなりました。

平成21年7月28日に開催された、第3回同検討会では、昨年4月の要介護認定方法の見直しにより、非該当者及び軽度者の割合が増加したこと等を踏まえ、認定調査員テキストを修正し、修正の考え方や内容を自治体等に十分に周知すべきとし、また、見直し後の要介護認定の実施状況について、同検討会に報告するよう求めたことから、その後、厚生労働省において、認定調査員テキストが修正され、市町村への情報提供や調査員等に対する研修が行われた後に、昨年10月より、経過措置を廃止した上で、新たな方法による要介護認定が開始されました。

本年1月15日、第4回同検討会で、その実施状況について厚生労働省から報告が行われましたので、以下にそれぞれ具体的にご説明申し上げます。

第4回同検討会では、まず厚生労働省より、平成21年10月に見直された要介護認定の方法の状況が報告され、結果、平成21年4月～9月に行われていた要介護認定と比較すると、非該当と判定される割合が、1次判定では7.3%から4.0%へ、2次判定では2.3%から1.1%へ軽減され、それぞれ平成20年以前に行っていた方法による割合（1次判定平均：3.3%、2次判定平均：0.8%）に一定程度近づいたことがデータで示されました。

その中でも特に、認定審査員研修、および認定調査員研修を重点的に実施した場合、非該当や軽度に判定される割合はさらに軽減され、重度化する傾向が表れています。

また、平成21年4月～9月に要介護認定を受け、非該当と判定された方で、その後10月以降に再申請を行った方の前回の二次判定結果と、今回の二次判定結果を比較すると、92.6%の方が非該当ではなくなり、要支援・要介護のいずれかの判定を

受けました。同様に、要介護度と実際の状態が合っていないとし、区分変更申請を行った方の前回の結果と今回の結果を比較すると、80.2%の方が前回より重度に判定されております。

平成21年4月の要介護認定方法の見直しの際は、その目的として、調査項目を選択する際の地域間のバラツキを是正することが挙げられておりましたが、今回の見直しにより、平成20年10・11月と平成21年10・11月を比較すると、2項目についてはバラツキが大きくなったものの、33項目についてバラツキが軽減され、当初の目的についても一定程度達成できたものと考えております。

また、認定調査員に対しては、調査票の記入の際に特に質問の多い「特記事項の記入」に係る留意点について、具体的な記載方法がまとめられた資料が提出されたことにより、今後さらにバラツキは是正されるものと考えられます。

同検討会において、本会からは、平成21年4月の要介護認定方法の見直しは突然決まり、現場に混乱が生じたことを指摘し、当面、要介護認定については見直しを行う必要はないとした上で、今後見直しを行う際には、公の場で検証を行うことを検討会として提言するよう求め、同検討会による取り纏めの資料に追記されました。この点につきましては、本会といたしましても評価したいと考えております。

また、主治医意見書の記載が不十分なこともあるとの指摘があることから、先述の認定調査員調査票記入の際の留意点のように、本会といたしましても、主治医意見書の記載項目である「特記すべき事項」の記載の在り方について検討してまいりたいと考えております。

なお、同検討会は、以上のような結果により、昨年4月から始まった要介護認定の見直しによって起きた混乱は一定程度落ち着いたと結論付け、同検討会の目的は概ね達成できたとして第4回の開催を以って終了いたしました。

最後に、本会といたしましても、介護保険サービスを利用する利用者に不利益が生じることのないよう、その根本である要介護認定の方法の今後の動向について注視し、何かあればその都度意見してまいる所存であります。

平成22年1月27日
日 本 医 師 会